

平成 30 年 7 月 30 日

各 位

大阪府中央区本町一丁目 1 番 4 号  
株 式 会 社 藤 商 事  
代 表 取 締 役 社 長 井 上 孝 司  
(コード番号 : 6257)

(問い合わせ先)

常務執行役員 経営企画本部長 村 上 和 繁  
電話 06-6949-0323

**自己株式の取得および自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ**  
**(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および**  
**自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)**

当社は、平成 30 年 7 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由  
資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行および株主への利益還元を目的として、自己株式の取得を行うものであります。
2. 取得の方法  
本日（平成 30 年 7 月 30 日）の当社株式の終値 1,167 円で、平成 30 年 7 月 31 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います。  
なお、当該買付注文は、当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行わないものといたします。
3. 取得に係る事項の内容
  - (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
  - (2) 取得する株式の総数 1,000,000 株 (上限)  
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.27%)  
(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により一部または全部の取得が行われない可能性もあります。  
(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。
  - (3) 株式の取得価額の総額 1,167,000,000 円
  - (4) 結果の公表  
平成 30 年 7 月 31 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表いたします。
  - (5) その他  
当社は、支配株主である代表取締役会長 松元邦夫氏および代表取締役副会長 松元正夫氏から、その保有する当社普通株式の一部をもって応ずる意向を有している旨の連絡を受けております。

(ご参考) 平成 30 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有  
発行済株式総数 (自己株式を除く) 23,395,500 株  
自己株式数 1,000,000 株

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である代表取締役会長 松元邦夫氏および代表取締役副会長 松元正夫氏が売り手として参加することを予定したものであるため、本件自己株式の取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 30 年 6 月 28 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針とし、当社の意思決定機関である取締役会において、取引の内容および妥当性について審議を経て取引の可否を判断することとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。」

本件自己株式の取得は、以上の指針に適合していると判断しております。

##### (2) 公平性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前営業日の株価終値での本件自己株式の取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である松元邦夫氏、松元正夫氏を除いた取締役のみで本件自己株式の取得に係る取締役会の審議および決議を行っております。

##### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本件自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない独立役員である、社外取締役 坪本浩一郎氏、社外取締役 川添嗣夫氏、社外監査役 水嶋延和氏、社外監査役 川島育也氏より、本日付で、本件自己株式の取得は、以下のとおり公平性を担保する措置および利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見書をいただいております。

- ① 本件自己株式取得の目的は、資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行および株主への利益還元を目的としたものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図で行われるものではないこと。
- ② 本件自己株式の取得に係る取締役会の審議および決議は、利害関係を有する松元邦夫氏、松元正夫氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

以上